

93 大学学部の在学年限又は修業年限の昭和十九年度臨時短縮に関する件改正（文部省令第五十六号）

〔昭和十九年十二月〕

号	定決裁	月	日	文書課長	送	発	月	日	起案者
									(秋原)

昭和十九年十一月十八日起案 審査掛

文書課長 (中根) (睦口)

次官 (藤野) (三宮)

大臣 花押

国民教育局長 (阿原)

(注記1) (抹消) (會計課長)

審査委員 (中根)

総務局長 (水井)

政務次官 (今井)

参与官 (三島) (西崎)

(阿原)

(岡田)

(水井)

(西崎)

(今井)

(三島)

(福田)

(齋藤)

(高橋)

(高橋)

(高橋)

(高橋)

(下 札)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

備考 昭和十八年十一月二十五日文部省令第八十号ハ「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十九年度臨時短縮ニ関スル件」ナリ

理由

学徒勤労令ニ依ル学徒勤労ノ実施ニ依リ(抹消)(加筆)〔国民〕動員上必要ナル人員ノ充足ニ資スル為修業年限ヲ短縮スルノ要ナキニ至リタルニ依ル

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時(抹消)〔ノ〕

短縮ニ関スル件制定理由

国際情勢ノ緊迫ニ伴ヒ軍事上及勞務動員上必要ナル人員ノ充足ニ資スル為大学学部、大学予科、高等学校高等科専門学校又ハ実業専門学校ノ在学年限又ハ修業年限ヲ当分ノ間六月以内短縮シ得ルコト、為スノ要アルニ依ル

参考

文部省令第八十号（昭和十八年十一月二十五日）

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ

昭和十九年度臨時短縮ニ関スル件

第三条 左ニ掲グ(抹消)者ノ修業年限ハ昭和十九年度ニ卒業スベ

二者ニ付三月之ヲ短縮ス

一 実業学校ニ於テ中等学校令第二十条ノ規定ニ依リ国

文部省令第 号

昭和十八年(抹消)〔十二月二十五日〕文部省令第八十号中左ノ通改正ス

昭和十九年十一月 日

文部大臣 二宮 治重

第三条 削除

附則

民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限  
 五年以上ノ課程、国民学校高等科一年修了程度ヲ以テ  
 入学資格トスル修業年限四年以上ノ課程又ハ国民学校  
 高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以  
 上（夜間授業ヲ為スモノハ修業年限四年以上）ノ課程  
 ニ在学スルモノ  
 二 私立学校令ニ依リ設立セラレタル実業学校ニ準スベ  
 キ学校ニシテ前号ノ規定ニ準ズルモノ

新規中等学校卒業生ノ勤労働員継続ニ関スル措置要綱案  
（抹消）  
（加筆）  
 〔一九一一、二四〕〔入レルコトカ〕

（注記3）  
 第一方針

苛烈ナル戦局下軍需生産ノ最大能率ヲ發揮スベキ国家要請ニ  
 即応シ明年三月中等学校ヲ卒業スベキ者ノ内特別ノ事情アル  
 者ヲ除キ卒業後モ学徒タル身分ヲ保有シテ引続キ勤勞ヲ継続  
 セシムルコトトシ以テ其ノ修得セル熟練技能ヲ活用スルト共  
 ニ学徒勤勞ノ長所ヲ發揮シテ生産現場ニ於ケル能率ノ一時的  
 低下ヲ防止セントス

第二要領

一、明年三月中等学校ヲ卒業スベキ者ニシテ左ニ該当スル者  
（抹消）  
 以外ノ者ヲシテ〔強力ナル勸奨ニ依リ〕中等学校ノ附設課  
 程ニ進学セシメ引続キ学徒ノ儘工場事業場ニ於テ勤勞ヲ

緩衝セシムル如ク措置ス

(1) 上級学校入学者

(2) 陸海軍（学校）ニ入隊（入学）スル者  
 (3) 工業学校、農業学校又ハ水産学校卒業生ニシテ工業又  
 ハ農林水産業ニ従事スル者  
 (4) 国民学校令施行規則 第百九条ニ依リ助教ト為ル者  
 (5) 船員ト為ル者

(6) 看護婦規則第二条第一項第二号ニ定ムル学校又ハ講習  
 所ニ入学又ハ入所スル者  
 (7) 外地又ハ外国ニ就職決定セル者  
 (8) 女子ニシテ家庭生活ノ根軸タル者

(9) 戦時農業要員タラシムルヲ必要ト認ムル者

(10) 其ノ他特別ノ事由ニ依リ地方長官ニ於テ除外スルヲ適  
 当ト認ムル者

二、右ニ依リ学徒勤勞ヲ継続スベキ者ヲ進学セシムル為中等  
 学校ニ修業年限一年ノ左ノ附設課程ヲ設増セシムル如ク  
 措置ス

- (1) 中等校実務科
- (2) 高等女学校専攻科
- (3) 実業学校専攻科

三、本措置ニ依ル学徒ハ現在出勤中ノ工場事業場ニ於テ勤勞  
 ヲ継続セシムルヲ建前トスルモ動員学徒ノ〔（抹消）全国的〕適正  
 配置ヲ図ル為必要アル場合ハ配置轉換ヲ考慮スルモノト  
 ス

四、附設課程ニ進学シ学徒勤勞ヲ為ス者ニ対スル報償基準額  
 ハ専門学校学徒ノ取扱ニ準スルモノトシ右基〔（抹消）準〕〔（加筆）本〕

報償ノ外ニ授業料其ノ他ノ教育費ニ充テシムル為一定基準額ニ依ル特別報償ヲ支給セシムルモノトス

五、附設課程在学者修了後工場事業場ニ就<sup>(加筆)</sup>セル場合ハ在学中ノ出勤期間ハ之ヲ勤務年限ニ通算スル外工場事業場ニ於テ之ガ優遇ニ付特ニ考慮セシムルモノトス

六、動員学徒ノ勤勞繼續ト併行シ学徒ノ教育訓練、保健衛生、思想指導等ニ付テハ特ニ必要ナル方途ヲ講スルモノトス

七、本措置ノ実施ニ伴ヒ中央及地方ニ於ケル学徒動員事務機構ヲ整備シ之ガ円滑ナル運営ヲ期スルモノトス

八、附設課程設置ニ関スル必要經費其ノ他<sup>(抹消)</sup>〔本〕措置ノ実施ニ付テハ政府ニ於テ必要ナル予算的措置ヲ考慮スルモノトス

備考

一、〔中等学校卒業ニ依リ当該工場事業場ヲ退所スルモノノ補充ニ付テハ其ノ退所前之ガ補充動員ヲ行ヒ所要ノ予備訓練ヲ実施セシムルモノトス〕<sup>(加筆)</sup>〔中等学校卒業者ニシテ上級学校ヘ進学シタル<sup>(抹消)</sup>〔者〕ニ付テハ生産ノ事情ヲ勘案シ明年六月迄ハ上級学校進学ノ儘現在ノ作業地ニ於テ学徒勤勞ヲ為サシメ得ルモノトス〕

二、本年十二月実業学校卒業予定者ニ付テハ正規ノ修業年限ニ復セシメ其ノ卒業時期ヲ明年三月ニ延期スルコトトシ必要ナル措置ヲ講スルモノトス

右ニ該当スルモノ内学校卒業者使用制限令第一条ニ依リ厚生大臣ノ指定セル学校ニ於テ指定学科ヲ卒業スベキ者

二〔シテ〕<sup>(抹消)</sup>〔付テハ〕就職先内定セル者<sup>(加筆)</sup>〔付テハ内定ノ就職先〕<sup>(加筆)</sup>〔モ原則トシテ就職先内定ノ俣現在ノ〕<sup>(ママ)</sup>作業地ニ於テ学徒勤勞ヲ為サシムルモノトス〔此ノ場合ノ報償基準額ニ付テハ別ニ之ヲ定ムルモノトス〕

発国六三二号 裁 十二月六日 文書課長 送 十二月六日 起案者

昭和十九年十二月二日起案

大臣 国民教育局長 中等教育課長

次官 総務局長

〔加筆・朱書〕〔政務次官〕

〔加筆・朱書〕〔参与官〕

案

昭和

十九年十二月二日

国民教育局長 次官

地方長官宛

実業学校修業年限臨時短縮ノ<sup>(抹消)</sup>〔徹〕<sup>(加筆)</sup>〔廢〕<sup>(加筆)</sup>〔止〕ニ関スル

件

本月<sup>(抹消)</sup>〔三〕<sup>(加筆)</sup>〔日〕閣議決定〔新規中等学校卒業生ノ勤勞動員繼續ニ関スル措置要綱〕ニ基キ<sup>(抹消)</sup>〔四〕<sup>(加筆)</sup>〔本〕日昭和十八年

文部省令第八十号中改正相成タル処右ハ〔(加筆)実業学校生徒ハ<sup>〇〇〇</sup>〕学  
徒勤労令ニ基ク〔(抹消)実業学校学徒ノ<sup>〇〇</sup>〕(抹消)通年勤労働員ノ実施ニ依リ  
既ニ〔(抹消)〇〇〇ノ要請タル<sup>〇〇</sup>〕(加筆)軍需生産〔(加筆)等ノ実務〕ニ挺身シツツア  
ル現状ニ鑑ミ昭和十六年度以降毎年実施シ来リタル実業学校卒  
業者ノ修業年限短縮ノ要ナキニ至リタル為之ヲ正規ノ修業年限  
ニ復セシメ本年十二月卒業予定者ニ付其ノ卒業期ヲ明年三月ニ  
延期シタルモノナルヲ以テ右趣旨ヲ十分ニ徹底セシメ之ガ実施  
ニ付遺憾ナキ様御配意相成度此段及通牒  
追而学校卒業者使用制限令ニ依ル指定学科ヲ〔(加筆)本年度〕卒業ス  
ベキ者ノ学徒勤労継続ハ明年三月迄ナルヲ以テ為念

(注記1)

〔記録掛 22・1・16 受領〕

(注記2)

〔一四〕(簿冊内件名番号)

(注記3)

〔秘〕

(下札)

〔(抹消)種別<sup>〇〇</sup>〕〔(加筆)わ<sup>〇〇</sup>ノ<sup>〇〇</sup>〕ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 文部省  
令第〔(抹消)八十〕〔(加筆)五十六〕号 大学々部等ノ在学年限又ハ修業年限  
〔(抹消)臨時〕ノ昭和十九年度臨時短縮ニ関スル件中改正ノ番号 発国六  
三二ノ結了年月日 昭一九 一二 二ノ保存年限 / 枚数 一  
〔自昭5~14年 学校・図書館及博物館規則総規  
所管外 自昭17~24年 学校・図書館及博物館総規〕  
〔文部省<sup>〇〇</sup> 3A,32-5,241〕